

平成25年定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明	ページ
議案第55号「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
II 所管事項説明	
1 平成24年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応方針について	2
2 「平成24年度学校防災取組状況調査」結果の概要について	6
3 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（最終案）等について	15
4 学校図書館における読書活動の充実について	27
5 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」について	32
6 教員の資質の向上について	36
7 体罰の防止について	38
8 通学路における緊急合同点検の結果について	50
9 審議会等の審議状況について	51

《別添資料》

- ・別添資料1－1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（最終案）
- ・別添資料1－2 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（中間案）に対するパブリックコメントの状況
- ・別添資料2 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」
- ・別添資料3 平成24年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」

平成25年3月19日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第55号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

平成25年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 平成25年度の児童生徒数

平成24年度に比べ、全体で約2,040人の減となる見込みです。

小学校：約1,650人減 中学校：約130人増

高等学校：560人減 特別支援学校：約40人増

(2) 国で定める定数（法定数）

学校の統廃合、児童生徒数の増減及び研修等定数の増減等により、全体で7人の減となります。

小学校：±0人 中学校：10人増

高等学校：33人減 特別支援学校：16人増

(3) 県単定数

小中学校は、学校統廃合加配において、小学校で2人増、中学校で2人増となり、小中学校全体では4人の増となります。

また、少人数教育の定数52人（小学校40人、中学校12人）を継続して配置します。

県立学校では、現業職員の減等により、全体で3人の減となります。

小学校：2人増 中学校：2人増

高等学校：4人減 特別支援学校：1人増

以上のことから、平成25年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成24年度に比べ、6人の減少で、合計で15,909人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	平成25年度			平成24年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	7,063	76	7,139	7,063	74	7,137	±0	+2	+2
中学校	3,891	71	3,962	3,881	69	3,950	+10	+2	+12
高等学校	3,505	136	3,641	3,538	140	3,678	△33	△4	△37
特別支援学校	1,111	56	1,167	1,095	55	1,150	+16	+1	+17
合 計	15,570	339	15,909	15,577	338	15,915	△7	+1	△6

3 施行期日

平成25年4月1日

II 所管事項説明

1 平成24年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応方針について

1 実施テーマ等

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ①土地・建物等の取得は、有効性、効率性、経済性等が十分に考慮されているか。
- ②土地・建物台帳等が整備され、土地・建物等が適切に管理されているか。
- ③土地・建物等の貸付（普通財産）、使用許可（行政財産）は、合理的かつ適法に行われているか。
- ④土地・建物等は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物等が適切に把握され、有効利用、用途変更及び売却等が適切に図られているか。
- ⑤保有建物等について適切に把握され、運営維持費用、耐震化対策を含む大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。
- ⑥土地・建物等の処分は、法令・規則等に従い適正に行われているか。

2 監査結果の概要と対応方針（別紙参照）

- ・ 教育委員会関係につきましては、次の施設が監査を受け、結果が2件、意見が2件、合計4件の指摘がありました。

監査を受けた施設	施設数	結果	意見
県立学校	77 〔高等学校 62 特別支援学校 15〕	1件	0件
教職員住宅等	23	1件	2件

注1：施設数は平成23年度末時点

注2：「結果」とは、法令、規則に従い適切に処理されていない、また効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの

注3：「意見」とは、「結果」以外に検討を要すべきと監査人が認める事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「結果」に含めることが妥当でないもの

- ・ 指摘された事項については、対応方針のとおり、早急に措置を講じていきます。

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
Ⅹ 教育委員会事務局		
2. 学校施設課における教育財産の管理について		
① 教育財産台帳の価格誤りについて【結果】		
<p>取得に関する事務の執行が、教育財産規則に従って執行されているか、教育財産台帳が正確であるかを確かめるため、平成23年度の教育財産台帳データから、増加金額が多かった桑名高等学校 衛生看護分校（平成24年4月から、くわな特別支援学校）、鳥羽高等学校、伊勢高等学校及び伊賀白鳳高等学校（旧上野農業高等学校）の4施設17件の建物及び工作物を抽出して手続を実施した結果、以下の誤りが発見された。</p> <p>なお、学校施設課においては、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完成報告書」の提出を受け、教育財産台帳を作成している。</p> <p>7. 台帳価格の按分計算誤り 伊勢高等学校普通教育棟等新築工事の建設工事請負契約書などの関係書類の金額は3億5,877万円であった。当該工事は普通教室棟及び渡り廊下で構成されていたため、「完成報告書」の作成にあたり、工事内訳を教育財産の区分別に算出するために、営繕課において台帳価格の按分計算を行ったところ、その計算過程に誤りがあったため、教育財産台帳には合計3億7,671万円と1,794万円過大に記録されていた。</p> <p>4. 「完成報告書」の記載誤り 鳥羽高等学校の電灯、弱電設備は、教育財産台帳には1億1,311万円で記録されていたが、建設工事請負契約書などの関係書類での金額は1,311万円となっており、1億円の過大計上となっていた。</p> <p>これらの誤りは、台帳価格の按分計算が正確であるか、「完成報告書」の内容が正確かという観点での相互チェックができていなかったことにより発生したとのことである。</p> <p>学校施設課においては、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完</p>	<p>教育財産台帳の価格誤りについては、平成24年11月30日に訂正を行いました。</p> <p>今後は、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完成報告書」のみならず、工事全体の契約金額を示した「完成認定書」を入手し、双方の金額を確認したうえで、教育財産台帳に記録することとします。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

<p>成報告書」のみならず、工事完了を証し、当該工事全体の契約金額を示した「完成認定書」を入手して、「完成報告書」が示す工事内訳の金額の合計と一致していることを確かめたうえで、教育財産台帳に記録すべきである。</p>																																												
<p>3. 福利・給与課における教育財産の管理について ① 教育財産台帳への取壊しの整理もれについて【結果】</p>																																												
<p>旧南島高等学校の職員住宅は、平成 20 年 2 月に完成検査に合格し、営繕課から取壊し工事の完了報告が提出されていたが、平成 23 年度末の教育財産台帳に 8,336 万円で記録されたままであった。 当該台帳の整理もれは、担当者が公有財産管理システムへ取壊しの登録を失念していたという単純なものであるため、「完成認定書」の決裁の後に公有財産管理システムへ変更入力を行った結果を副務者が確認するとともに、年度末において、教職員住宅を管理している各県立学校と連携して、公有財産管理システムの内容を再度確認すべきである。</p>	<p>旧南島高等学校の教職員住宅については、平成 24 年 8 月 29 日に教育財産台帳に取壊し入力を行いました。 今後は、教職員住宅を管理している各県立学校と連携して、変更入力もれの無いよう徹底を図ります。</p>	<p>教育委員会事務局</p>																																										
<p>② 公立学校共済組合への譲渡代金の支払について【意見】</p>																																												
<p>平成 11 年度まで、投資不動産方式により公立学校共済組合（以下、「共済組合」という。）の不動産投資事業を活用して、教職員住宅等の建設を行っており、現在は、当時締結した契約に従い、当該教職員住宅等の建設費用及び利息を譲渡契約の支払年次表に基づき支払っている。 ここで、投資不動産方式とは、共済組合が建設した教職員住宅等を譲渡契約に基づいて県が管理・運営をしながら、譲渡代金を 20 年の割賦で支払う方式であり、住宅等の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになるが、実質的には県が共済組合から借入を行い、教職員住宅等を建設していると見ることも可能である。 以下の表は、平成 23 年度末時点での支払残高がある契約の一覧である。 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="232 1161 1178 1487"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>契約年度</th> <th>譲渡代金支払期間</th> <th>譲渡代金</th> <th>平成 23 年度末残高</th> <th>譲渡代金支払利率</th> <th>20 年国債利回り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物 A</td> <td>平成 4 年度</td> <td>20 年</td> <td>232,620</td> <td>10,525</td> <td>7.0%</td> <td>5.674%</td> </tr> <tr> <td>建物 B</td> <td>平成 4 年度</td> <td>20 年</td> <td>176,157</td> <td>23,111</td> <td>7.0%</td> <td>5.427%</td> </tr> <tr> <td>土地 C</td> <td>平成 5 年度</td> <td>20 年</td> <td>46,048</td> <td>7,193</td> <td>7.0%</td> <td>4.910%</td> </tr> <tr> <td>土地 D</td> <td>平成 5 年度</td> <td>20 年</td> <td>23,864</td> <td>4,105</td> <td>7.0%</td> <td>4.728%</td> </tr> <tr> <td>建物 E</td> <td>平成 5 年度</td> <td>20 年</td> <td>2,150,895</td> <td>944,302</td> <td>6.0%</td> <td>4.895%</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	契約年度	譲渡代金支払期間	譲渡代金	平成 23 年度末残高	譲渡代金支払利率	20 年国債利回り	建物 A	平成 4 年度	20 年	232,620	10,525	7.0%	5.674%	建物 B	平成 4 年度	20 年	176,157	23,111	7.0%	5.427%	土地 C	平成 5 年度	20 年	46,048	7,193	7.0%	4.910%	土地 D	平成 5 年度	20 年	23,864	4,105	7.0%	4.728%	建物 E	平成 5 年度	20 年	2,150,895	944,302	6.0%	4.895%	<p>利払い額の圧縮について、今後、関係部局等と協議していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
物件名	契約年度	譲渡代金支払期間	譲渡代金	平成 23 年度末残高	譲渡代金支払利率	20 年国債利回り																																						
建物 A	平成 4 年度	20 年	232,620	10,525	7.0%	5.674%																																						
建物 B	平成 4 年度	20 年	176,157	23,111	7.0%	5.427%																																						
土地 C	平成 5 年度	20 年	46,048	7,193	7.0%	4.910%																																						
土地 D	平成 5 年度	20 年	23,864	4,105	7.0%	4.728%																																						
建物 E	平成 5 年度	20 年	2,150,895	944,302	6.0%	4.895%																																						

建物 F	平成 5 年度	20 年	87,903	15,119	7.0%	4.553%
建物 G	平成 6 年度	20 年	45,402	9,599	7.0%	5.094%
建物 D	平成 6 年度	20 年	155,488	38,798	7.0%	4.286%
土地 H	平成 7 年度	20 年	30,607	8,250	6.0%	3.767%
建物 I	平成 7 年度	20 年	54,072	16,421	6.0%	3.741%
建物 C	平成 7 年度	20 年	151,915	40,947	6.0%	3.447%
建物 H	平成 8 年度	20 年	384,921	129,659	6.0%	3.573%
土地 J	平成 8 年度	20 年	79,729	26,019	3.9%	3.134%
建物 J	平成 10 年度	20 年	246,545	98,361	3.3%	1.702%
土地 K	平成 10 年度	20 年	110,967	47,302	3.3%	2.657%
建物 K	平成 11 年度	20 年	208,002	96,248	2.6%	2.199%

上記の一覧表を見てわかるとおり、譲渡代金支払利率は 20 年国債利回りの動きと概ね連動している。平成 23 年度末の 20 年国債利回りは 1.752%であることから、ほとんどの譲渡契約は現在の金利水準からすれば、多額の利息を支払っている状況にあると言える。

平成 23 年度末の 20 年国債利回り 1.752%が譲渡代金の支払が完了するまで一定と仮定し、1.752%が支払利率であるとして利息予定額を計算した場合、平成 24 年度以降の支払予定額との差額は約 1 億 7 千万円と試算される。

近年の財政悪化による県税収入の減少等、財政状況が逼迫していることを鑑みれば、現行と比較して著しく高い金利水準の譲渡契約については、利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。

③ 投資不動産方式による教職員住宅等の台帳管理について【意見】

②で記載のとおり、投資不動産方式による教職員住宅等の土地及び建物の所有権は、譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになり、譲渡代金の支払が完了するまでの 20 年間は県に所有権は移転されない。

所有権が移転されない場合、教育財産台帳に登録されず、譲渡契約締結から 20 年間は台帳による管理対象外となってしまう。

投資不動産方式による教職員住宅等の土地及び建物の維持、修繕のための費用等は県の負担とされているため、教育財産と同様の管理を行っている状況にある。

したがって、投資不動産方式による教職員住宅等については、教育財産に準じて、別途台帳管理する必要があると考えられる。

このことについては、「第 3 外部監査の結果－総括的意見－」において、監査人の意見を記載している。

総務部長通知「借受財産の適正な管理について」(平成 25 年 1 月 8 日付け総務第 09-126 号)に基づき、借受財産台帳を作成しました。
今後も、同通知に基づき適正に管理を行ってまいります。

教育委員会
事務局

2 「平成24年度学校防災取組状況調査」結果の概要について

1 目的

県内の学校の防災対策及び防災教育の取組状況を継続的に把握し、今後の学校防災の取組を一層推進することを目的に調査しました。

2 調査概要

「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」における主な課題に対して、昨年度に引き続き、平成24年4月から平成25年3月末までの学校の取組状況（実施見込みを含む）を調査しました。質問項目は、災害に対する避難場所の決定状況等あわせて28項目（前年度20項目）となっています。

3 調査の時点

平成25年2月21日現在

4 調査対象

県内の公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校

学校数 641校 公立小学校391校、公立中学校166校
県立高等学校全日制55校、定時制13校
県立特別支援学校16校

5 調査結果のポイント（調査結果の主なものは別紙のとおり）

（1）災害発生時別の教職員の役割分担の決定状況（別紙-7番）

災害発生時別の教職員の役割分担を決めてある学校の割合は、場面別に、「授業中」99.4%（前年度91.3%）、「休憩時間や放課後」93.4%（前年度83.2%）、「登下校中」72.7%（前年度55.4%）、「校外学習中」73.3%（前年度55.3%）と、大きく上昇しました。

全ての学校で、4つの場面の役割分担を決めるよう、要請していきます。

（2）防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数（別紙-11番）

防災に関する訓練については、全ての学校で実施されており、1校あたり平均3.6回（前年度3.4回）実施されています。

年間の訓練実施回数は、地震避難訓練が1,329回（前年度1,190回）、火災避難訓練が872回（前年度839回）、津波避難訓練が540回（前年度446回）等と、避難訓練が多くなっています。

一方で、教職員が災害時に臨機応変に対応する力をつけるために有効な図上訓練は 83 回（前年度 56 回）、避難所運営訓練が 63 回（前年度 30 回）にとどまっています。

防災関係機関や自主防災組織と連携し、より積極的に図上訓練等にも取り組むよう促していきます。

（３）防災学習の実施状況（別紙－12 番）

防災学習は、講話が 95.9%（前年度 93.0%）、各教科の中での学習が 70.8%（前年度 55.7%）の学校で行われています。また、体験を伴う学習は、防災啓発車による地震体験等が 28.7%（前年度 24.7%）、防災タウンウォッチングが 26.7%（前年度 14.0%）、防災マップ作成が 20.0%（前年度 12.0%）となっています。

体験を伴う防災学習が一層行われるよう体験型防災学習の知識・スキルをもつ指導員や職員を派遣するとともに、学校が独自で防災学習を実施できるよう学校防災リーダーの養成を引き続き進めていきます。

（４）県教育委員会が作成した教材の活用状況（別紙－13 番）

平成 24 年 2 月に配布した「防災ノート」を活用している学校は 98.3%でした。全ての学校で「防災ノート」を活用した防災学習が行われるよう、様々な機会をとおして要請するとともに、家庭や地域と連携して取り組むよう働きかけていきます。

（５）地域と連携した防災の取組の実施状況（別紙－14 番）

地域と連携した防災の取組を実施した学校の割合は 64.9%（前年度 55.9%）でした。連携先は、自主防災組織または自治会が 40.4%（前年度 31.1%）、消防が 33.2%（前年度 29.8%）、市町の防災担当課が 33.2%（前年度 22.5%）と、どれも前年度と比べて上昇しており、地域と連携して防災に取り組む学校が増えてきました。

学校に対しては、災害対応には地域との連携が不可欠であることを様々な機会をとおして周知し、地域と連携した防災に関する取組を少なくとも年に一度は実施するよう要請していきます。

（６）学校が避難所に指定されている状況（別紙－15 番）

県内の公立学校の 91.9%（前年度 92.4%）が避難所に指定されています。指定の割合は、統廃合による学校数の減少や、より安全な施設への避難所の変更等の理由により少し下がりました。学校が避難所になった際の対応を明確にしている学校は 68.4%（前年度 55.5%）、自主防災組織や市町の防災担当課等との協議や訓練を実施している学校は 43.6%（前年度 32.9%）と増加しています。

災害時には、多くの学校が避難所になることから、全ての学校で、学校が避難所になることを想定した地域との協議や訓練に積極的に取り組むことができるよう、防災対策部と連携し、学校における避難所運営訓練等の実施を進めます。

(7) 校内の備品等の転倒落下防止対策の状況（別紙－16番）

校内の備品等の転倒落下防止対策が「できている」と回答した学校は15.6%（前年度13.8%）でした。「おおむねできている」と回答した学校も含めると72.1%（前年度64.9%）になり、少しずつ対策が進んでいます。

確実に、全ての学校で備品等の転倒落下防止対策が行われるよう、予算措置も含めて取り組みます。

(8) 児童生徒のために使える備蓄の状況（別紙－18番）

発電機が67.9%（前年度54.3%）、毛布が64.6%（前年度55.6%）、投光器等の照明器具が61.9%（新規項目）と、災害発生時に児童生徒のために使える資機材も整ってきました。

市町教育委員会と連携し、備蓄品の整備に取り組んでいきます。

6 今後の対応

平成24年度は、県教育委員会が実施する学校防災リーダー養成事業や学校防災支援事業等に加え、市町教育委員会や各学校が実施する防災教育に関する取組により、学校における防災教育の充実を図りました。

また、小中学校防災機能強化補助金や県立学校への防災資機材の整備により、防災機能の強化も図りました。

今後も、調査結果を踏まえ、取組や対策が十分でないところについては、市町教育委員会と連携し、校長会等で周知徹底し、取組の充実を要請してまいります。必要な対策については予算措置を講じるなど、学校における防災教育、防災対策の取組を充実させます。

なお、本調査は、毎年度継続して実施し、学校の取組状況の進捗を把握し、必要な対策を講じていきます。

「平成24年度学校防災取組状況調査」結果（主なもの）

1 防災対策及び防災教育を進めるための係または委員会の設置状況

○ 設置済の学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	98.1%	100.0%
平成23年度	97.7%	100.0%

2 学校の防災に関する計画の見直し状況

○ 見直しをした学校の割合

※ 「学校の防災に関する計画」とは、消防法に基づく「消防計画」、学校保健安全法に基づく「学校安全計画」および「危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）」等をいう。

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	100.0%	100.0%
平成23年度	99.5%	100.0%

3 学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況

○ 公開している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	36.5%	26.2%
平成23年度	—	—

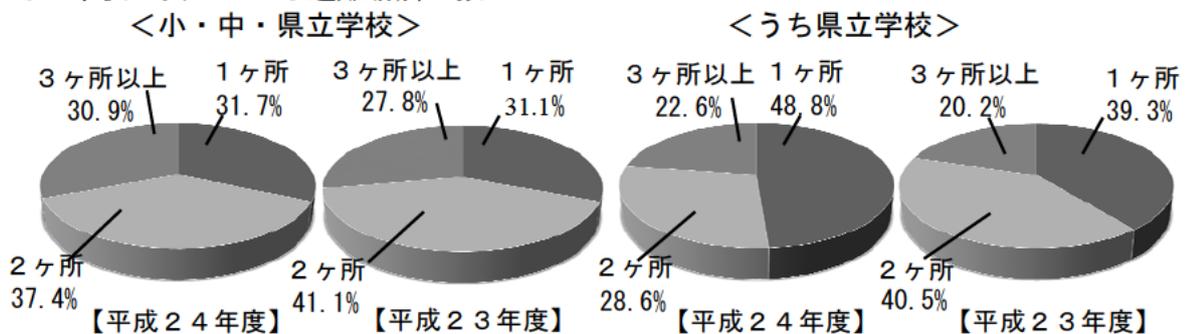
4 ハザードマップ等の確認状況

○ 確認した学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	97.5%	100.0%
平成23年度	96.7%	100.0%

5 災害に対する避難場所の決定状況

○ 学校が決められている避難場所の数



6 災害時や気象警報等発表時の対応に関する、保護者への周知の状況

○ 保護者に周知してある学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	100.0%	100.0%
平成23年度	99.2%	100.0%

7 災害発生時別の教職員の役割分担の決定状況

○ 役割分担の決定状況

ア 授業中

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	99.4%	100.0%
平成23年度	91.3%	100.0%

イ 休憩時間や放課後

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	93.4%	81.0%
平成23年度	83.2%	82.1%

ウ 登下校中

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	72.7%	44.0%
平成23年度	55.4%	39.3%

エ 校外学習中（部活動含む）

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	73.3%	53.6%
平成23年度	55.3%	50.0%

8 登下校中の災害時における避難方法の指導状況

○ 指導している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	93.8%	78.6%
平成23年度	89.9%	75.0%

9 災害発生後、安全が確認された場合における、児童生徒の引き渡しに関する保護者への周知の状況

○ 保護者に周知している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	81.7%	35.7%
平成23年度	77.8%	34.5%

10 様々な支援を必要とする児童生徒への対応の決定状況

○ 対応について決めている学校の割合

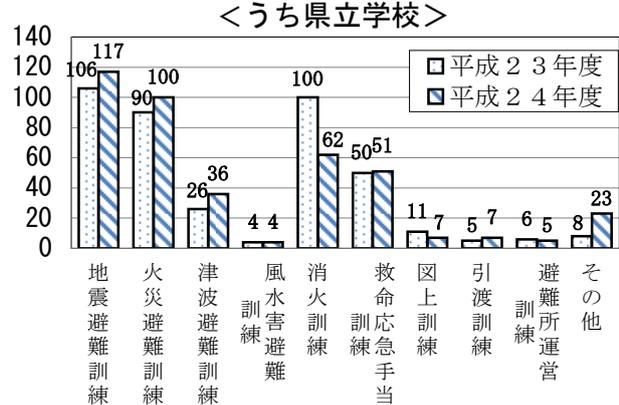
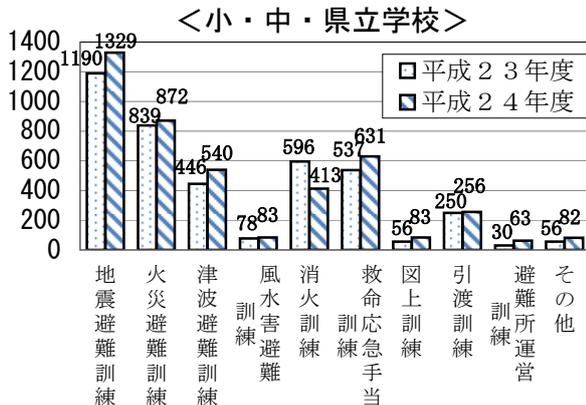
	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	75.0%	31.0%
平成23年度	—	—

11 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数

○ 実施回数の平均

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	3.6回	2.4回
平成23年度	3.4回	2.3回

○ 内容別実施回数



12 防災学習の実施状況

ア 防災を内容とした講話

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	95.9%	97.6%
平成23年度	93.0%	92.9%

ウ ビデオ、CD、DVDを用いた学習

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	55.5%	40.5%
平成23年度	36.0%	21.4%

オ 防災タウンウォッチング

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	26.7%	6.0%
平成23年度	14.0%	4.8%

キ 災害経験者の体験談

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	20.0%	6.0%
平成23年度	12.9%	16.7%

ケ その他

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	7.2%	9.5%
平成23年度	7.8%	9.3%

イ 各教科における防災に関する内容の学習

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	70.8%	15.5%
平成23年度	55.7%	15.5%

エ 防災啓発車（地震体験車等）による体験

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	28.7%	21.4%
平成23年度	24.7%	31.0%

カ 防災マップ作成

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	20.0%	4.8%
平成23年度	12.0%	2.4%

ク 防災イベント（防災ウォークラリー等）

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	11.5%	8.3%
平成23年度	7.3%	3.6%

13 県教育委員会が作成した教材の活用状況

○ 教材を活用した学校の割合

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	98.9%	96.4%
平成23年度	54.2%	35.7%

○ 教材別の活用状況

ア 防災ノート

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	98.3%	96.4%
平成23年度	—	—

イ ビデオまたはDVD

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	37.1%	21.4%
平成23年度	—	—

ウ その他

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	2.3%	4.8%
平成23年度	—	—

14 地域と連携した防災の取組の実施状況

○ 地域と連携した取組を実施した学校の割合

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成24年度	64.9%	52.4%
平成23年度	55.9%	52.4%

14-1 連携先

ア 自主防災組織または自治会

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	40.4%	16.7%
平成23年度	31.1%	15.5%

ウ 市町の防災担当課

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	33.2%	26.2%
平成23年度	22.5%	25.0%

イ 消防

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	33.2%	32.1%
平成23年度	29.8%	34.5%

エ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	31.2%	8.3%
平成23年度	22.5%	19.0%

14-2 連携の内容

ア 防災学習

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	52.6%	50.0%
平成23年度	30.0%	25.0%

ウ 防災会議

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	42.1%	36.4%
平成23年度	18.6%	15.5%

イ 防災訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	68.5%	65.9%
平成23年度	35.6%	34.5%

エ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	7.0%	11.4%
平成23年度	4.3%	2.4%

15 学校が避難所に指定されている状況

○ 避難所に指定されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	91.9%	77.4%
平成23年度	92.4%	77.4%

15-1 学校が避難所になった際の対応の状況

○ 避難所に指定されている学校のうち、学校が避難所になった際の対応を明確にしている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	68.4%	60.0%
平成23年度	55.5%	55.4%

15-2 避難所運営に関する学校と自主防災組織、市町の防災担当課等との協議または訓練の実施状況

○ 避難所に指定されている学校のうち、協議または訓練を行った学校の割合

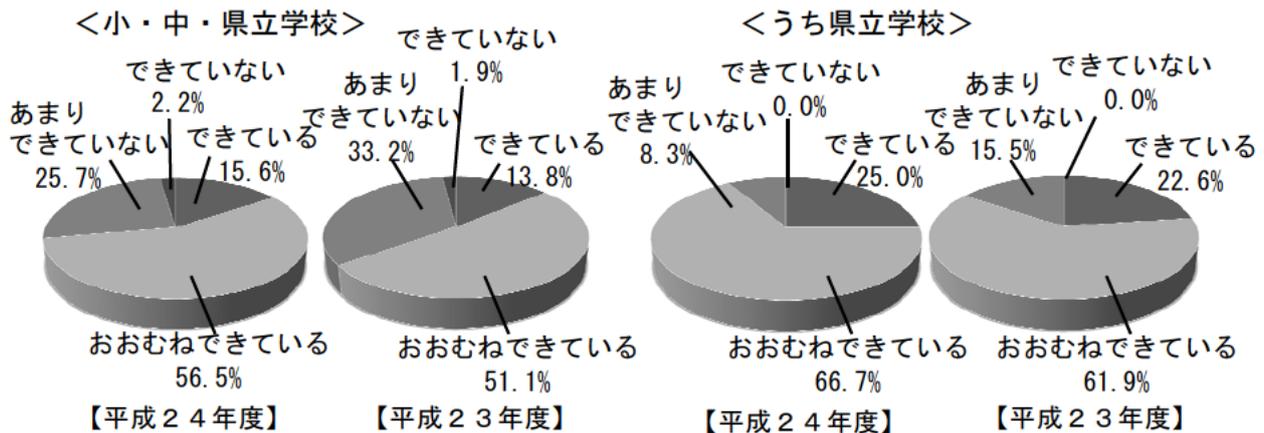
	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	43.6%	38.5%
平成23年度	32.9%	35.4%

15-3 休日・夜間において、学校が避難所になる際の、鍵の解錠者の状況

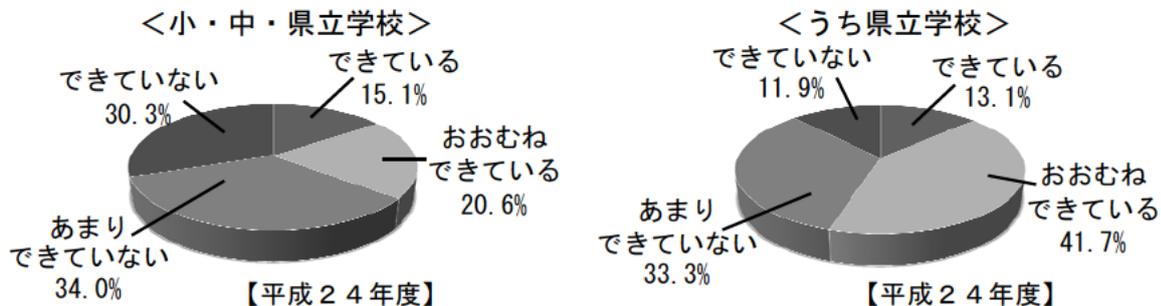
○ 鍵の解錠者を決めてある学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	98.1%	100.0%
平成23年度	96.8%	100.0%

16 校内の備品等の転倒落下防止対策の状況



17 校内のガラス飛散防止対策の状況



18 児童生徒のために使える備蓄の状況

ア 水

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	51.8%	61.9%
平成23年度	51.2%	42.9%

イ 食料

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	57.3%	63.1%
平成23年度	53.0%	40.5%

ウ 簡易トイレ

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	60.5%	100.0%
平成23年度	53.7%	100.0%

エ 発電機

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	67.9%	100.0%
平成23年度	54.3%	100.0%

オ 毛布

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	64.6%	100.0%
平成23年度	55.6%	56.0%

カ 投光器等の照明器具

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	61.9%	100.0%
平成23年度	—	—

19 情報収集・情報伝達の手段の導入状況

ア 防災無線

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	82.5%	42.9%
平成23年度	—	—

イ 衛星携帯電話

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	6.2%	13.1%
平成23年度	—	—

ウ その他

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成24年度	35.7%	29.8%
平成23年度	—	—

20 緊急地震速報システムの導入状況

- 緊急地震速報システムが導入されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	76.0%	100.0%
平成23年度	—	—

20-1 校内放送との連動の状況

- 導入されている学校のうち、校内放送と連動している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成24年度	84.2%	100.0%
平成23年度	—	—

3 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（最終案）等について

I 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（最終案）の策定について

「県立高等学校再編活性化計画（平成14～23年度）」が平成23年度末で終期を迎えたことから、平成24年度以降の県立高等学校の活性化の方向性を示す新たな計画として、「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定作業を進めているところです。

中間案については、昨年12月から約1ヶ月間、県民等を対象にパブリックコメントを実施し、41名の方から80件の意見をいただきました（別添資料1-2のとおり）。これらのご意見等を踏まえ、中間案を一部修正し最終案を作成しました。

最終案は別添資料1-1のとおり（主な修正箇所は別紙のとおり）であり、その概要は、次のとおりです。

1 はじめに（P1～P2）

（1）趣旨

新たな計画は、各県立高等学校が今後さらに活性化していくための計画として、名称を「県立高等学校活性化計画（仮称）」とし、県立高等学校の適正規模・適正配置を推進することも、活性化のための方策ととらえます。

県立高等学校がこれからも生徒たちにとって希望や高い志を持っていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域からも信頼される存在であり続けられるよう、新たな計画を策定します。

（2）計画期間

長期的な視野を持って取組を推進していくことから、およそ10年先を見据えた5年間の計画（平成24年度～平成28年度）とします。

2 県立高等学校の現状と課題（P2～P4）

高等学校には、中学校で行われる普通教育を基礎として、進学や就職にあたって必要とされる力を身につけるための高度な普通教育と、職業への準備として専門的な知識・技能を身につけるための専門教育を行う役割が期待されています。また、県内の中学校卒業生の高等学校等進学率は98.4%（平成23年度卒業生）に達しており、義務教育に近い側面も有しているものと考えています。

こうしたことから、高等学校の課題として、次の4項目を整理しました。

（1）学力等の育成（P2～P3）

（2）社会の変化に対応した人材の育成（P3）

（3）多様なニーズへの対応（P3）

（4）中学校卒業生数の変化への対応（P3～P4）

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方（P 4～P 6）

2の4つの課題を踏まえ、県立高等学校の活性化を推進していくために、課題に対応した次の4本の柱を設けました。

- ①学力等の育成による「教育の質の保証（P 5）」
- ②キャリア教育の推進等による「自立し他と共に生きる人材の育成（P 5）」
- ③高等学校における特別支援教育や外国人生徒教育の充実等による「多様なニーズに応える教育（P 5～P 6）」
- ④県立高等学校の活力の維持・充実を図るための「適正規模・適正配置の推進による活性化（P 6）」

4 活性化のための取組（P 6～P 15）

3の基本的な考え方を踏まえ、次の取組を進めます。

(1) 各学科の充実（P 6～P 7）

高等学校の学科を「普通科及び普通科系専門学科」「職業系専門学科」「総合学科」の3つに大きく分類し、学科ごとの教育内容の充実に係る概略を示します。また、その学科ごとの詳細については、後の項目（P 15以降の「5各学科の教育内容の充実による活性化」）に記述しました。

(2) 理数教育・英語教育の充実（P 7～P 8）

グローバルな舞台で活躍できる人材を育成するため、大学等の高等教育機関や小中学校、企業等との連携のもと、先進的・発展的な理数教育や英語教育に取り組む中核的拠点となる学校を定め、その成果を各校に普及します。

(3) キャリア教育・職業教育の充実（P 8～P 9）

社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育むため、キャリア教育に体系的に取り組む、各学校が入学から卒業までのキャリア教育プログラムを策定し、教育活動全体を通じて、これを進めます。また、キャリア教育を土台に専門的な知識・技術・技能及び起業家精神を育む職業教育の充実を図ります。

(4) 定時制課程・通信制課程の充実（P 9～P 10）

さまざまな入学動機や学習歴を持つ生徒が学ぶ定時制・通信制課程の現状を踏まえ、定時制・通信制の充実を図ります。

(5) 特別支援教育の推進（P 10～P 11）

本県における特別支援教育に関する総合推進計画の策定を進める中で、県立高等学校における特別支援教育の充実に係る検討を引き続き進めるとともに、小中学校からの引き継ぎ体制の強化や、卒業後の自立のための指導の充実等を図ります。

(6) 外国人生徒教育の充実（P 11～P 12）

外国人生徒支援専門員等を活用し、学習言語の習得のための指導内容や指導方法の研究を進めます。

(7) 諸制度に関する今後の方向性（P 12～P 13）

①中高一貫教育（P 12）

連携型中高一貫教育の検証を進めるとともに、中等教育学校や併設型中高一貫教育校の設置について、その理念や課題を明確にするとともに、各地域の状況等を踏まえ、引き続き検討を進めます。

②単位制（P 1 3）

適切な科目選択ができるよう、明確な目的意識や主体的に判断する力を育む教育を充実するとともに、学校や地域の特色に応じた適切な科目が開設されているかどうかの検証を行い、教育内容の一層の充実を図ります。

③入学者選抜制度（P 1 3）

現行の前期選抜・後期選抜による入学者選抜制度について、検証を行い、より適切な制度となるよう取り組みます。

（8）教員の資質の向上（P 1 3～P 1 4）

授業力向上のための研修の充実や、専門性向上への支援、大学等高等教育機関・企業・高度な技術を有する職人等との連携による専門技術習得の機会の創出を進めます。また、多様なニーズに応えられるよう、教員の自己研鑽、O J T、社会体験研修を含む研修のしくみのさらなる充実に加え、養成・採用も含めた資質向上の具体的なあり方について検討を進めます。

（9）学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり（P 1 4～P 1 5）

平成24年度から、すべての県立高等学校で学校関係者評価を実施し、各学校における自主的・具体的な改善活動を推進するとともに、学校の一層の特色化・魅力化を図ります。また、より円滑な学校運営体制を確保するため、学校教育法改正により設置が可能となった副校長、主幹教諭、指導教諭の設置について検討を進めます。

5 各学科の教育内容の充実による活性化（P 1 5～P 2 3）

県立高等学校が、今後も社会の変化に的確に対応し、生徒の実態や多様なニーズを踏まえた学びを提供して自己実現・進路実現を図ることができるよう、各学科の教育内容の充実に取り組みます。

（1）普通科・普通科系専門学科（P 1 5～P 1 6）

（2）職業系専門学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉）

（P 1 6～P 2 2）

（3）総合学科（P 2 2～P 2 3）

6 県立高等学校の適正規模・適正配置（P 2 3～P 2 4）

（1）全日制高等学校の適正規模（P 2 3）

全日制高等学校の適正規模は、従前の計画の考え方を踏襲し、各学校の設置の目的、学科・コースの設置状況、求められる学習ニーズや教育内容に応じた規模としていくことを基本としたうえで、原則として1学年3学級以上8学級以下とします。また、県全体の県立高等学校1校あたりの1学年学級数の平均値が6を大きく下回ったり、上回ったりしないこととします。

（2）大規模校の適正化（P 2 3）

平成24年度現在、1学年9学級以上の学校が4校ありますが、中学校卒業生数の推移を注視しながら、引き続き適正化を進めます。

(3) 小規模校の適正化（P 2 3～P 2 4）

小規模校の適正化策については、従来の計画の考え方を踏襲し、適正化を進めます。

(4) 適正配置（P 2 4）

地域における高校教育に関するさまざまなニーズ等を踏まえ、望ましい課程・学科・コース・類型や、教育内容を持つ県立高等学校を適切に配置することを基本とします。

7 各地域の県立高等学校活性化の取組（P 2 4～P 3 1）

県内の7つの地域ごとに、県立高等学校活性化に向けた取組について、経緯、現状と課題、今後のあり方を示します。

適正規模・適正配置の推進についてその内容を示すべき学校、特色化・魅力化が特に図られつつありその進め方の例を示すべき学校、及び今後の活性化の方向性を明示すべき学校については、学校名を記して活性化の方策を表します。

<地域協議会を設置している地域の主な内容について>

○伊勢志摩地域（P 2 8～P 2 9）

南伊勢高等学校（南勢校舎・度会校舎）については、今後の中学生の進路希望状況等を見きわめながら、南勢校舎・度会校舎をそれぞれ別の学校の分校とする方向で検討を進めます。また、今後の伊勢志摩地域の高等学校に関して、地域全体のあり方の視点、専門学科のあり方の視点、鳥羽・志摩・度会地域の学校のあり方の視点から、長期的な視野に立ち、継続して検討します。

○伊賀地域（P 2 9～P 3 0）

学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校は、平成28年度を目途に1校に統合し、それぞれの特色を併せもち、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校づくりを行います。

さらに、長期的な視野に立ち、今後の伊賀地域全体の高等学校のあり方について、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、内容面の特色化・魅力化を図ります。

○東紀州地域（P 3 0～P 3 1）

木本高等学校は1学年5学級規模以上、紀南高等学校は1学年2学級規模以上の学校として併置し、これまでの両校における進路指導の充実等の取組をさらに推進して、内容面の特色化・魅力化を図ります。また、将来的にいずれかの学校がこの規模を維持できなくなった場合は、両校を統合することとし、統合の進め方や、統合後の学校のあり方等について、あらためて検討します。

8 今後の対応

県教育委員会としましては、この最終案について、県教育委員会定例会で審議し、平成24年度末までに成案として、公表します。

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）からの主な修正箇所一覧

頁	最終案項目	修正前（中間案）	修正後（最終案）
4	3 県立高等学校活性化の基本的な考え方	これを踏まえ、県立高等学校では、家庭・地域等多様な主体と連携し、学力と社会への参画力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくりに取り組んでいます。	これを踏まえ、県立高等学校では、家庭、地域、 <u>小中学校や大学等高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携し、</u> 学力と社会への参画力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくりに取り組んでいます。
5	(2) 自立し他と共に生きる人材の育成	社会の変化に対応し、自立した社会人として人生を設計し積極的に社会参画できる人材、郷土への愛着と地域の存続や発展を支える人材、グローバルな視野に立って主体的に行動する能力や態度を身につけた人材等、自立する力と共に生きる力を育てることを基本に、人材の育成を推進していきます。	社会の変化に対応し、自立した社会人として人生を設計し積極的に社会参画できる人材、郷土への愛着を持ち地域の存続や発展を支える人材、グローバルな視野に立って主体的に行動する能力や態度を身につけた人材、 <u>情報を有効に利活用して自分や周りのために役立てられる人材等、</u> 自立する力と共に生きる力を育てることを基本に、人材の育成を推進していきます。
5 5 6	(3) 多様なニーズに応える教育	各県立高等学校は、在籍する生徒の学習ニーズに対応し、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目的とした教科・科目を開設するなど教育課程の弾力化を進めるとともに、大学等高等教育機関との連携等を通して教育内容の充実を図ります。	各県立高等学校は、在籍する生徒の学習ニーズに対応し、 <u>大学等高等教育機関や地域との連携、学校を越えて共に学ぶ機会の創出等を通して、教育内容の充実を図ります。</u> さらに、 <u>義務教育段階の学習内容の定着を目的とした教科・科目の開設等により教育課程の弾力化を進めるとともに、協同学習の手法や情報機器等を活用した対話型の学びなど、具体的な取組を通して、多様なニーズに的確に応えていきます。</u>
8	(3) キャリア教育・職業教育の充実	具体的には、働くことは自己実現や社会貢献につながることに、仲間を大切にすべきこと等を伝えるとともに、自己実現のために重要な自己肯定感を育む取組、目標設定や現状分析をもとにした行動計画の作成等を通して自己管理能力を育む取組、将来的なキャリアデザインを描く取組、チームワークやコミュニケーションスキルの育成を通して良好な人間関係をつくる力をつける取組、卒業生や地域の方々から職業や生き方について直接学ぶ取組、職業や大学等高等教育機関について体験的に学習する取組等を進めます。	具体的には、働くことは自己実現や社会貢献につながることに、仲間を大切にすべきこと等を伝えるとともに、自己実現のために重要な自己肯定感を育む取組、目標設定や現状分析をもとにした行動計画の作成等を通して自己管理能力を育む取組、将来的なキャリアデザインを描く取組、チームワークやコミュニケーションスキルの育成を通して良好な人間関係をつくる力をつける取組、 <u>働く者の権利や義務についての理解を進める取組、</u> 卒業生や地域の方々から職業や生き方について直接学ぶ取組、職業や大学等高等教育機関について体験的に学習する取組等を進めます。
8	脚注 *1		<u>社会的・職業的自立に必要な能力や態度</u> <u>キャリア教育において、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行のために必要な基礎的・汎用的能力は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」と整理される。</u>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）からの主な修正箇所一覧

頁	最終案項目	修正前（中間案）	修正後（最終案）
13	(8) 教員の資質の向上	さらに、自立し他と共に生きる人材の育成、多様なニーズに応える教育等の実現のため、教員の自己研鑽、OJT、社会体験研修を含む研修のしくみのさらなる充実を進めます。	さらに、自立し他と共に生きる人材の育成、多様なニーズに応える教育等の実現のため、教員の自己研鑽、OJT、社会体験研修を含む研修のしくみのさらなる充実を進めます。 <u>加えて、養成・採用も含めた資質向上の具体的なあり方について、検討を進めます。</u>
17	a 農業に関する学科	農業に関する学科は、5校に設置し、食料生産、食品加工、園芸・造園等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。	農業に関する学科は、5校に設置し、食料生産、食品加工、園芸・ <u>農業土木・造園等の分野</u> で、実験・実習を重視した教育を行っています。
22	(3) 総合学科	《今後の対応策》 原則履修科目の「産業社会と人間」をベースに、社会的・職業的自立に必要な知識・能力・態度を育成するため、体験的な学習の一層の充実を図り、課題対応能力を育成します。	《今後の対応策》 <u>社会的・職業的自立に必要な知識・能力・態度の育成をより一層充実して行うため、原則履修科目の「産業社会と人間」をベースに、さまざまな教育活動を含めて系統的にこれに取り組みます。とりわけ、体験的な学習の一層の充実を図り、課題対応能力を育成します。</u>
29	⑤ 伊勢志摩地域	あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、地域等との連携を拡充しつつ、内容面の特色化・魅力化を図ります。	あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、 <u>地域等との連携を拡充しつつ、各学校がニーズに対応した学習環境を提供しつづけられるよう、内容面の特色化・魅力化</u> を図ります。

II 名張地域新高等学校の設置について

1 設置の概要

前身となる学校	新高校設置場所	設置する学科	学級数	開校年度
名張桔梗丘高校 名張西高校	名張西高校 (名張市百合が丘 東6-1) ※選定の理由等は 別紙	・ 普通科 ・ 進学に特化した学科 または普通科のコース [名称未定]	8学級 程度	平成 28年度

2 設置の基本理念

名張桔梗丘高校と名張西高校を統合し、普通科をベースとした新しい高校を設置します。両校のよさを継承するとともに、スケールメリットを活かして、これまでの両校の取組を発展させた教育活動を展開することにより、広い視野とコミュニケーションスキルを身につけ、地域社会や世界で活躍できる人材を育成します。

3 めざす学校像

- ア 地域に根ざし、地域の期待に応え、地域から信頼される学校
- イ 生徒一人ひとりが自らの目標を設定し、切磋琢磨しながら努力する力を育む学校
- ウ 生徒の学習の成果を引き出すとともに、自立した学習者を育てる学校
- エ 規範意識や社会性を育む学校
- オ 学校行事や部活動が活発な学校

4 育てたい生徒像

- ア 豊かな人間性と人権感覚を持つ生徒
- イ 相互に理解し合えるコミュニケーション力を持ち、社会に参画できる生徒
- ウ 自らの将来に目的を持ち、進路実現を図ることができる生徒
- エ グローバルな視点で意思決定・意思疎通を行い、情報を利活用できる力を持つ生徒

5 学科の構成

ア 普通科 7学級程度

多様な選択科目や習熟度別学習を通じて学習の成果を引き出し、四年制大学や短期大学、専門学校への進学等、幅広い進路希望に対応します。

イ 進学に特化した学科または普通科のコース（名称は未定） 1学級程度

国公立大学（文系・理系）等への進路希望を実現できる学力の育成を通じて、将来、司法・行政・教育などから科学・医療に至る幅広い分野で専門職として活躍する資質を育成します。

6 特色ある教育内容

ア 単位制

多様な選択科目を設置し、生徒が自らの学習計画に基づき、進路希望や興味・関心に応じた科目を選択して学習します。

イ 英語運用能力の育成

さまざまな国や地域の人々と英語で意見交換ができ、社会で問題になっている事柄について自分の意見を持ち、伝える力を育成します。（オールイングリッシュタイムの導入や英語ディベート、海外語学研修等の実施）

ウ キャリア教育の充実

生徒がさまざまな職業や働くことの意味・意義について学び、自分の将来についてしっかりと考え、自らの「未来を拓く力」を持つために、キャリア教育の充実を図ります。

エ 情報利活用能力の育成

授業をはじめ教育活動の中でICTを利活用することを通して、情報利活用能力、情報機器を利用したプレゼンテーション能力、及び情報倫理を育みます。

オ 社会に参画し、貢献する力の育成

地域と連携した教育活動等を通じて、適切なコミュニケーションにより、人とつながりながら、社会に貢献し、よりよい社会を構築する力を育みます。そのためにコーチング等の手法を活用します。

名張地域新高等学校の設置場所の選定について

1 選定基準

設置場所の選定にあたっては、候補地となる前身校2校（名張桔梗丘高校と名張西高校）について、新しい学校の学校像を実現する教育環境を十分整えることができるか、通学に要する時間や費用等の生徒や保護者の負担はどうかという視点から検討を行いました。

このことから、次の観点において、2校を比較考量しました。

(1) 施設・整備面

ア 教室数

単位制で1学年8学級程度の規模となる新しい学校は、幅広い進路希望の実現に応えるために、多様な選択科目を設置し、習熟度別学習を実施することから、少人数の授業が多く開設されることになり、授業を円滑に実施していくためには最小限38教室以上が必要である。

《名張桔梗丘高校》

教室数は、普通教室と特別教室を合わせて37教室である。

《名張西高校》

教室数は、普通教室と特別教室を合わせて49教室である。

イ 特別教室

新しい学校は「英語運用能力の育成」や「情報利活用能力の育成」等に重点的に取り組むことから、これに対応した特別教室が必要である。

《名張桔梗丘高校》

英語学習用のLL教室が1教室、情報学習用のパソコン実習室が1教室ある。

《名張西高校》

英語学習用のLL教室が2教室あることに加え、情報教室棟第2PCラボ室のパソコンにも新しいLLシステムが入っている。

情報実習棟があり、情報学習用のPC教室（PCラボ室）が2教室あることに加え、普通教室として「情報」以外の授業にも利用可能な情報講義室もある。

(2) 教員配置面

「英語運用能力の育成」、「情報利活用能力の育成」等、新しい高校の学校全体としての取組への移行を円滑に行う必要がある。

《名張西高校》

英語科と情報科があり、専門学科での指導経験を持つ教員が配置されていることから、「英語運用能力の育成」、「情報利活用能力の育成」等新しい学校全体としての取組への移行が容易である。

(3) 通学面

伊賀市から通学する生徒の利便性の確保が課題となる。

《両校の共通点》

通学に要する時間は、ほとんど違いがない（伊賀鉄道上野市駅から約55～60分）。

《名張桔梗丘高校》

伊賀市（上野市駅起点）からの通学費用は、月額9,770円（平成25年3月現在、通学定期券を利用の場合）である。

《名張西高校》

伊賀市（上野市駅起点）からの通学費用は、月額15,480円（平成25年3月現在、通学定期券を利用の場合）である。

なお、バスの年間定期券利用者は13,880円（同）である。

2 選定理由

以上の観点から、名張西高校は、伊賀市から通学する場合の費用負担は大きいですが、通学に要する時間はほぼ同じであり、また、施設・設備の面や教員配置の面において、新しい学校の教育内容を実現し、生徒により良い教育環境を提供するのに、より適しています。

このことから、より良い教育環境を生徒に提供することを重視し、新高等学校の設置場所を名張西高校とします。

名張**新高校**が育む**3つの力**

～新時代を**たくましく生き抜く未来人**の育成～

未来を拓く力

自己実現・進路実現を図ることができる
力の育成

広い視野とコミュニケーションスキルを持ち、将来、地域社会
や世界で活躍できる力を持った生徒を育てます。

グローバル化社会で 活躍する力

グローバルな視点で意思決定・意思疎通
を行い、情報を利活用できる力の育成

人とつながる力

相互に理解し合えるコミュニケーション力、
社会に参画できる力の育成

名張新高等学校概要

～新時代をたくましく生き抜く未来人の育成～
〈新しい学校のコンセプト〉

- 「未来を拓く力」を育成します。
- 「グローバル化社会で活躍する力」を育成します。
- 「人とつながる力」を育成します。

進学に特化した
学科または普通科のコース
(1学級程度)

国公立大学（文系・理系）等への進路希望を実現できる**学力の育成**を通じて、将来、司法・行政・教育などから科学・医療に至る幅広い分野で**専門職**として活躍する資質や地元で活躍する人材を育成。

単位制

普通科（7学級程度）

多様な**選択科目**や習熟度別学習を通じて学習の成果を引き出し、四年制大学や短期大学、専門学校への進学等、**幅広い進路希望**に対応。

英語運用能力の育成 オールイングリッシュタイムの導入、海外語学研修

人とつながる力の育成 大学・地域等と連携したキャリア教育、コーチングの活用

情報利活用能力の育成 1人1台タブレットPCの活用、プレゼンテーション能力育成

人間力

あいさつの励行 部活動の活発化
人権教育の推進

4 学校図書館における読書活動の充実について

みえの学力向上県民運動については、次の3点を取組の視点とし、学校・家庭・地域のそれぞれの主体的・具体的な取組を展開していきます。

現在、市町教育委員会やPTA連合会など関係機関へ周知するとともに、今後の取組に向けた情報交換、情報共有を行っています。

〈みえの学力向上県民運動の取組の視点〉

- ①「主体的に学び行動する意欲」を育てること
- ②「学びと育ちの環境づくり」を進めること
- ③「読書をとおした学び」を進めること

取組の視点③「読書をとおした学び」の推進にあたっては、読書活動を通じて、子どもたちに言語に関する能力や豊かな心を育むとともに、全ての学年で言語活動の推進を目指した授業づくりに取り組みます。

1 学校図書館及び読書活動に係る状況（別紙参照）

学校図書館の現状に関する調査結果及び平成24年度全国学力・学習状況調査結果から明らかになった、学校図書館の環境整備に係る状況や読書活動の推進状況等については、次のとおりです。

（1）学校図書館における人的整備の状況

- 法令により、12学級以上の全ての学校に司書教諭を置くこととされています。
- 学校図書館担当職員の配置については、高等学校で100%を達成しているほか、中学校については、全国平均を上回っています。

（2）図書等の整備の状況

- 実際の蔵書冊数と学校図書館標準冊数に占める割合は、小中学校とも前回調査よりも増えています。
- 小中高等学校とも新規購入冊数が廃棄冊数を上回っています。
- 三重県の学校図書館図書標準の達成状況は、全国平均との差はあるものの、前回調査に比べて、学校図書館図書標準を達成している学校が増える傾向にあります。

（3）読書活動の状況

- 学校図書館を活用した授業を計画的に実施している学校の状況は、小学校での実施頻度が中学校よりも高い傾向にあります。
- 家や図書館で、普段読書をしている子どもの割合は、小学校の方が中学校よりも高い傾向にあります。

2 課題

- 三重県における学校図書館図書標準の達成率は、全国平均を下回っているため、引き続き、図書の充実と整備を図ることが必要です。
- 司書教諭や学校図書館担当職員がその役割を十分に果たせるよう、各学校において、教職員間の協力体制を構築し、組織的な取組を進めることが必要です。
- それぞれの学校の実情に応じ、読書ボランティアの活用や連携のあり方等を検討することが必要です。

3 今後の方向

- 国による平成 24 年度からの「学校図書館図書整備 5 か年計画」に基づき、学校図書館図書標準が達成されるよう働きかけるとともに、市町教育委員会の状況把握に努めます。
- 学校図書館を活用した授業の充実を図るため、外部委託による専門性の高い図書館司書有資格者を計画的に小中学校へ派遣し、担任と司書教諭等の連携による授業を支援します。
- 各学校において、子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣を形成する機会の拡充に向けた取組が図られるよう、市町教育委員会と連携を図りながら取り組みます。

学校図書館等に関する調査結果の概要

1 学校図書館における人的整備の状況

(1) 12 学級以上の学校における司書教諭発令状況（調査年度の 5 月 1 日時点）

	20 年度 三重県（全国）	22 年度 三重県（全国）	24 年度 三重県（全国）
小学校	100% (99.4)	100% (99.7)	100% (99.8)
中学校	100% (98.8)	100% (99.0)	100% (99.2)
高等学校	100% (96.1)	100% (98.4)	100% (98.8)

※ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

- 法令により、12 学級以上の全ての学校に司書教諭を置くこととされている。

(2) 学校図書館担当職員の配置状況（調査年度の 5 月 1 日時点）

	20 年度 三重県（全国）	22 年度 三重県（全国）	24 年度 三重県（全国）
小学校	15.6% (38.2)	39.7% (44.8)	43.6% (48.1)
中学校	21.4% (37.8)	44.5% (45.2)	50.3% (47.6)
高等学校	100.0% (74.2)	100.0% (73.3)	100.0% (70.9)

※ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

- 学校図書館担当職員の配置については、高等学校で 100% を達成している他、中学校については、全国平均を上回っている。

2 図書等の整備の状況

(1) 蔵書数（調査年度の前年度実績）

※ 下記表の上段は標準冊数、下段は実際の蔵書冊数〔()内は標準冊数に占める割合〕（単位：冊）

	19 年度実績 三重県	21 年度実績 三重県	23 年度実績 三重県
小学校	2,962,010（標準） 2,638,990 (89.1%)	2,897,520（標準） 2,721,134 (93.9%)	2,864,400（標準） 2,783,341 (97.1%)
中学校	1,647,710（標準） 1,330,458 (80.7%)	1,629,360（標準） 1,383,001 (84.9%)	1,633,360（標準） 1,409,317 (86.3%)
高等学校	— 1,356,347	— 1,390,954	— 1,364,949

※ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

- 実際の蔵書冊数と学校図書館標準冊数に占める割合は、小中学校ともに、前回調査よりも増えている。

(2) 蔵書の状況（調査年度の前年度実績）

（単位：冊）

	19年度実績 三重県	21年度実績 三重県	23年度実績 三重県
小学校			
廃棄冊数	71,116	62,504	90,759
新規購入冊数	101,414	122,225	130,263
寄贈冊数	22,455	26,512	22,021
中学校			
廃棄冊数	35,575	21,824	31,956
新規購入冊数	53,374	74,631	74,954
寄贈冊数	6,178	9,013	8,138
高等学校			
廃棄冊数	11,534	24,666	24,417
新規購入冊数	49,958	50,183	44,383
寄贈冊数	7,600	8,719	8,276

※ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

- 小中高等学校ともに、新規購入冊数が廃棄冊数を上回っている傾向にある。

(3) 学校図書館図書標準を達成している学校の割合（調査年度の前年度実績）

	19年度実績 三重県（全国）	21年度実績 三重県（全国）	23年度実績 三重県（全国）
小学校	33.4%（45.2）	39.7%（50.6）	42.6%（56.8）
中学校	21.4%（39.4）	24.4%（42.7）	29.0%（47.5）

※ 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

- 全国平均との差はあるものの、前回調査に比べて、小中学校ともに、学校図書館図書標準を達成している学校の割合が増える傾向にある。

3 読書活動の状況

(1) 学校図書館を活用した授業の計画的な実施状況

【小学校】「第6学年の児童に対して、前年度に、学校図書館を活用した授業を計画的に行いましたか。」

	週1回以上	月に数回	学期に数回	年に数回	実施せず
三重県	11.4%	25.0%	32.2%	24.5%	7.0%
全国	15.9%	29.7%	31.6%	18.3%	4.4%

※平成24年度全国学力・学習状況調査結果

【中学校】「第3学年の生徒に対して、前年度に、学校図書館を活用した授業を計画的に行いましたか。」

	週1回以上	月に数回	学期に数回	年に数回	実施せず
三重県	0.0%	4.5%	33.0%	44.7%	17.7%
全国	1.0%	9.5%	33.4%	40.4%	15.5%

※平成24年度全国学力・学習状況調査結果

- 学校図書館を活用した授業を計画的に実施している学校の状況は、小学校では「学期に数回」が高く、中学校では「年に数回」が高く、小学校での実施頻度が中学校よりも高い傾向にある。

(2) 家や図書館での読書状況

【小学6年生】「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）」

	2時間～	1～2時間	30分～1時間	10～30分	～10分	全くしない
三重県	6.8%	9.5%	16.0%	25.4%	17.5%	24.8%
全国	6.5%	9.6%	18.7%	25.7%	17.0%	22.5%

※平成24年度全国学力・学習状況調査結果

【中学3年生】「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）」

	2時間～	1～2時間	30分～1時間	10～30分	～10分	全くしない
三重県	5.1%	7.3%	13.1%	22.4%	15.0%	37.0%
全国	5.4%	8.1%	14.6%	21.7%	13.3%	36.8%

※平成24年度全国学力・学習状況調査結果

- 家や図書館で、普段読書をしている子どもの割合は、全国平均及び三重県平均ともに、小学校の方が中学校よりも高い傾向にある。

5 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」について

1 経緯

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」については、平成24年12月10日開催の教育警察常任委員会において報告したところですが、その後、三重県教育改革推進会議の審議を経る中で、平成25年度予算案の確定にあわせて整備年度を盛り込むなど、所要の修正を加えました。（別添資料2のとおり）

2 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」の概要

（1）「第二次実施計画」の基本方針

- ① 緊急課題への対応
- ② 適正な規模及び配置
- ③ 高等部の教育の充実
- ④ 複数障がい種別への対応

（2）「第二次実施計画」期間の取組

① 地域における課題への対応

・東紀州地域

東紀州くろしお学園本校の統合整備について、金山パイロットファーム地内に、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を進めます。

・中勢、松阪、南勢志摩地域

松阪地域特別支援学校（仮称）の整備について、三重中京大学の校地に、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を進めます。

② 特定の課題への対応

・寄宿舍のあり方

5校に設置している寄宿舍について、機能を集約し、統合するため、そのあり方等を検討します。

③ 新たな課題への対応

・くわな特別支援学校への対応

児童生徒数の増加に対応する必要があることから、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。

- ・ 杉の子特別支援学校石薬師分校への対応
生徒数の増加に対応する必要があることから、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。
- ・ 草の実りハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応
併設するあすなろ分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を再編して、新たな特別支援学校として整備し、「こども心身発達医療センター（仮称）」の開院にあわせて開校します。

3 修正箇所

平成24年12月10日に開催された、教育警察常任委員会における報告からの修正箇所は、別紙のとおりです。

4 今後の対応

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」（実施期間は平成23年度から平成26年度まで）につきましては、平成24年度末までに公表するとともに、今後は、同計画を踏まえて特別支援学校の整備を進めてまいります。

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）修正箇所一覧

項目	12月10日 報告内容	修正後記載内容
P. 5 ①東紀州地域	～ 平成25年度から測量調査等を開始し、平成●年度を目途に開校できるよう整備を進めます。	～ 平成25年度から、 <u>測量調査等</u> を開始し、 <u>平成28年度内を目途に施設が完成できるよう</u> 整備を進めます。
P. 6 ②中勢、松阪、南勢志摩地域	～ 平成25年度から、地質調査と校舎設計を開始し、平成●年度を目途に開校できるように整備を進めます。	～ 平成25年度から、 <u>地質調査、校舎設計等</u> を開始し、 <u>平成28年度内を目途に施設が完成できるよう</u> 整備を進めます。
P. 8 ③寄宿舎のあり方	これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。	これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきたため、 <u>通学困難な子どもたちが減少し、寄宿舎に入舎する児童生徒数も減ってきました。</u> これに伴い、 <u>寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎を統合するため、そのあり方について検討します。</u>
P. 9 ③草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応	あすなろ学園に入院する ～ 発達支援を継続するには医療と教育の連携が重要であることを踏まえ、「こども心身発達医療センター（仮称）」の一体的整備に伴い、これまで津市立 ～ なお、新たな特別支援学校は、病院開設にあわせて、平成29年4月の開校を目指します。	あすなろ学園に入院する ～ 発達支援を継続するには医療、 <u>教育と地域の関係機関と</u> の連携が重要であることを踏まえ、「こども心身発達医療センター（仮称）」の一体的整備に伴い、これまで津市立 ～ なお、 <u>新しい特別支援学校は、「こども心身発達医療センター（仮称）」の開院にあわせて開校します。</u>

6 教員の資質の向上について

平成24年度三重県教育改革推進会議において、テーマ「教員の資質の向上」の中で、特に、教員の「授業力の向上」について審議が行われ、具体的方策が取りまとめられました。

今後、県教育委員会としましては、その審議のまとめを踏まえ、授業力の向上等に取り組みます。

1 現状と課題

- 学力向上、いじめ・不登校への対応等、学校教育が抱える課題は、多様化・複雑化しています。
- 経験豊かな教員の大量退職が見込まれ、知識・技能等の継承、若手・中堅教員の計画的な育成が課題となっています。
- 教員が学校を離れて研修を受けることが難しくなっていると同時に、教員間で互いの力を高め合う「育てる文化」が薄れていることから、より一層、組織が一体となった取組が必要となっています。

2 授業力の向上を図るための基本的な考え方

授業力の向上を図るための基本的な考え方は、次の3点です。

- (1) 子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、授業力の向上を図る。
- (2) 県総合教育センター等での集合型研修中心から、学校・地域での研修の重視へと転換を図る。
- (3) OJTの活性化、校内研修体制の確立に向けた学校支援の充実を図る。

3 具体的方策

(1) 子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業力の向上

授業力の向上を図るため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を授業に適切に反映するなどの学校における取組を推進・支援します。

- 新学習指導要領に即した授業改善モデルの開発及び活用促進
- 指導主事、学力向上アドバイザー等の学校訪問体制の充実
- 高等学校教育の特性を踏まえた支援

(2) 管理職のマネジメントによるOJTの活性化・校内研修体制の確立

授業力向上に向けて、管理職のマネジメント力向上により学校におけるOJT機能の強化を図るとともに、授業研究を中心とした校内研修体制の確立を図ります。

- 授業力の向上等を組織的に推進するための新任管理職研修の改善
 - ・ マネジメント力向上をテーマとした新任校長研修の改善・充実
 - ・ 実務力・対応力向上をテーマとした新任教頭研修の改善・充実

○授業力向上に向けた校内研修活性化のためのマネジメント研修の実施

○校長等との面談による的確な教員育成

(3) 教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援の充実

教員一人ひとりが、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業を創造できるよう、授業力の向上の視点から、初任者研修等の悉皆研修の体系を見直し研修効果を高めます。

○若手教員の授業力向上に向けた研修の体系化

- ・基礎的能力向上をテーマとした初任者研修の改善・充実
- ・授業力向上をテーマとした教職経験5年研修の改善・充実
- ・専門性とリーダーとしての資質向上をテーマとした教職経験10年研修の改善・充実

○学校における授業実践研修のより効果的な実施

○指導に不安や課題がある教員に対するフォローアップ研修の実施

(4) 中堅・中核教員の育成

今後10年間に、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、中堅・中核教員が、教科等の専門性向上に加えて、企画立案力や後進を指導する力を身につけるとともに、授業研究を中心とした校内研修等を活性化させるよう、人材の育成を図ります。

○学校・地域での教科等研修、今日的教育課題対応研修の実施

○教員免許状更新講習の機会の活用

○校内研修の活性化のための授業研究担当者の育成

○円滑な学校運営体制の確保

- ・学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭の配置の検討

(5) すべての学校への研修成果等の普及

研修や実践推進校等での取組の成果が、周辺の学校をはじめ県内すべての学校へ普及し、授業改善につながるよう、仕組の改善や充実を図ります。

○実践推進校等での取組成果の普及

○インターネットを活用した教育情報の提供

○研修の効果検証と改善

4 今後の方針

教員の授業力の向上に向けて、初任者研修等のあり方をはじめ研修体系のさらなる見直し、研修内容や方法の工夫・改善を進めるとともに、学校支援体制の充実を図ります。

また、審議のまとめを踏まえ、今後、教員の養成・採用・研修を視野に入れた「教員の資質向上に係る指針(仮称)」の策定を行う予定です。

7 体罰の防止について

1 経緯

平成24年4月から12月までの間に、本県県立学校の運動部活動等において、教員の体罰や新聞報道に至った部員の不祥事等が数多く発生しました。

このため県教育委員会では、平成24年12月に関係課長等による検討会議を設置し、各事案の経緯や背景を調査するとともにその要因を分析し、今後の対応方策について検討を重ねてきました。

2 体罰等の防止策に係る検討結果

体罰等に関する課題意識が全国的に高まる中、各学校において体罰等の未然防止・再発防止を図るため、検討会議の議論を踏まえ、体罰等の情報ルートの確立、情報の共有、未然防止の方策などを報告書として取りまとめました。

その内容は、別紙1のとおりです。

3 これまでの取組

(1) 運動部活動指導者研修会の開催

平成25年1月29日に、体罰等の防止に関する運動部活動指導者の見識を深めるとともに資質の向上を図るため、中学校及び高等学校の運動部活動顧問や外部指導者等を対象とした研修会を開催し、県内外から160人の指導者が参加しました。

(2) 県立学校及び市町教育委員会への周知等

平成25年1月31日に開催した県立学校長会議において、運動部活動等における体罰等の防止について、事例をもとに検討会議で取りまとめた報告書の内容を説明し、各学校の実情に応じた適切な対応を要請しました。

また、2月28日に開催した市町等教育長会議において、体罰に係る実態調査（第1次報告）の結果を説明するとともに、体罰の実態の的確な把握と体罰禁止の徹底を要請しました。

(3) 「体罰に関する電話相談窓口」の設置

平成25年2月1日、県総合教育センター内に「体罰に関する電話相談窓口」を新たに設置し、児童生徒や保護者等からの体罰に関する相談等に対応しています。

① 相談時間 : 月・水・金 : 9時～21時、火・木 : 9時～17時

② 対応状況 : 3月12日現在、41件の相談があり、関係部署、機関と連携して早期の解決を図るよう努めています。

(4) 体罰に係る実態調査の実施

平成25年1月23日付けで、文部科学省から「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の通知がありました。

体罰の禁止については、これまでも周知してきたところですが、文部科学省からの通知を踏まえ、改めて徹底を図るとともに、全ての学校を対象に体罰に係る実態調査を行いました。

体罰の実態調査と第1次報告の概要については、別紙2のとおりです。

4 今後の取組

(1) 体罰防止のための映像教材を活用した校内研修の実施

学校現場でのコンプライアンスの確立と、体罰の未然防止ならびに再発防止を図るため、映像教材「教育活動における体罰の防止」を作成し、ネットDE研修システムにより配信する予定です。各学校でその映像教材を活用した校内研修が平成25年度当初から実施できるよう準備を進めます。

(2) 教員を対象とした研修会等の開催

中学校及び高等学校等の運動部活動顧問や外部指導者を対象に、体罰等の防止を目的とした研修会を引き続き実施する予定です。

また、小中学校及び県立学校の生徒指導担当者を対象とした講習会において、体罰の防止と効果的な生徒指導の在り方等について周知を図ります。

さらに、初任者研修、教職経験5年研修、教職経験10年研修における「教職員の服務」の講座の中で「体罰の禁止」について講義するとともに、新任校長研修、新任教頭研修における「コンプライアンスについて」の講座の中で「体罰の禁止」について講義する予定です。

(3) 体罰の実態把握と体罰を行った教員への対処

今回実施しました教員、児童生徒を対象とした調査を通じて、体罰の実態を的確に把握するとともに、体罰禁止の徹底を図っていきます。

また、今回の調査で新たに体罰と判明した事案については、当該市町等教育委員会や県立学校と連携し、その内容を十分精査し、必要な処分等について適正に対応してまいります。

(4) 生徒の懲戒に係る指導指針の改訂

県立学校に対して示している生徒の懲戒に係る指導指針について、懲戒・体罰についての基本的な考え方や、懲戒の運用、指導基準の明確化や保護者への周知等の留意点を追加するなど、国の動向も注視しながら指針の改訂を進めます。

県立学校に対しては、改訂した指針をもとに、県立学校長会議や県生徒指導連絡協議会等を活用して周知します。

市町教育委員会には、県の取組を参考として体罰の防止に向けた取組を進めることができるよう、関係資料等の情報共有を図ります。

運動部活動等における体罰等の防止について

平成25年1月31日

三重県教育委員会

I 経緯と目的

本県において、県立学校の運動部活動等で、教員の体罰や社会的に報道に至った事案が数多く発生していることから、平成24年12月、県教育委員会内に関係課長による検討会議を設置した。

本検討会議では、各事案の経緯や背景を調査するとともに、その要因を分析し、今後の対応方策について検討を重ねた。

体罰等に関する課題意識が全国的に高まる中、各学校において体罰等の未然防止・再発防止に向けた対応方策を講じることによって、適正な学校運営を目指す。

II 主な事案の概要と背景

1 顧問等による生徒への体罰

(1) 県立A高等学校

平成24年5月、運動部の合宿中に、1年生男子生徒に生徒指導上の問題について注意していた顧問の教員が、当該生徒に対して顔を平手で叩くなどの体罰を行った。

この教員と生徒は日頃からよく話をする間柄であったが、生徒が素直に事実を話そうとしなかったため、我慢できずに体罰に及んだ。

(2) 県立B高等学校

平成24年8月、運動部の練習中に、顧問の指導に反発して2年生男子生徒が興奮していたため、これを聞いて駆け付けたもう一人の顧問が、当該生徒を指導しようとする中で、生徒の頬を平手で叩いた。

同生徒が興奮状態にあったため、これを落ち着かせようと体罰に及んだが、同生徒の部活動に対する姿勢に感情的になったことも一因であった。

(3) 県立C高等学校

平成24年9月の週休日に、入れ替わり立ち替わり校舎付近で生徒が騒いでいるため、注意を繰り返していた生徒指導担当の教員が、初めて注意を受ける2年生男子生徒を威嚇しようと足を踏み下ろし、それを避けようと生徒が出した腕を蹴った。

当日、学校外部の機関が校舎を使用するため、生徒の校舎への出入りを禁止していたが、教員間の共通認識が不足し、そのことが生徒に徹底されていなかったことから、立ち入り禁止を知らずに校舎に入った生徒の態度に、当該教員は腹を立てた。

(4) 県立D特別支援学校

平成24年9月、スポーツ活動を指導している高等部3年生男子生徒に、生徒指導上の問題について注意していた教員が、生徒が素直にならず他人の気持ちを踏みにじるような発言や態度をとったことに腹を立て、感情的になって生徒の頬を平手で叩いた。

信頼関係があると思って指導したにもかかわらず、同生徒に自分の思いが通じなかったことから、感情的になって体罰に及んだ。

2 新聞報道等に至った部員（生徒）の問題行動

(1) 県立E高等学校

平成24年5月、運動部に所属する3年生男子生徒2名が、校内の職員駐車場で、卒業生の車を無免許で運転した。また、同部に所属する2年生男子生徒2名と1年生男子生徒5名が、校内の自動販売機から食品を窃盗した。

同部の卒業生が車で来校し、その車に同乗するうちに運転に興味を持ち運転に至ったが、学校の敷地内ならばという甘い考えがあった。

自動販売機からの窃盗についても、校内であることから罪の意識が少なく、生徒はゲーム感覚で行っている。

(2) 県立F高等学校

平成24年8月、運動部の2年生男子生徒4名が、同部の1年生男子生徒5名に対し暴力行為を行った。

運動部特有の厳しい上下関係が根底にあり、上級生が下級生に一方的に暴力を振るう行為につながった。

(3) 県立G高等学校

平成24年9月、運動部の2年生男子生徒2名が、同部の1年生男子生徒1名に対して、校内や駅等で複数回にわたって暴力行為を行った。

同部は部員不足で、試合可能なぎりぎりの人数で活動していたが、当該1年生が日頃から熱心な練習態度を見せず、かつ退部の意思をほのめかけたことに腹を立てて暴力に及んだ。

また、同部の顧問は、この事実を把握していたにもかかわらず、部の活動が制限され大会に出場できなくなることを恐れて、校長への報告を2か月遅らせた。

Ⅲ 事案をもとにした要因の分析

1 学校の特性

(1) フラットな組織と分掌による細分化

学校は校長を中心とする教員集団で組織された独立した教育機関であり、各学校の実態に応じた運営が行われている。校長と教頭の管理職以外は年齢や経験等に関係なくフラットな組織で、学年や生徒指導等の分掌組織に細分化され、多くの県立学校は分掌によって職員室も別れており、それぞれの組織が日々生徒の指導に当たっている。

(2) 学校内の連携不足

学校内の組織間での横の連携が十分に行われているとは言い切れない現状があり、生徒への連絡や教員間の連携等が徹底されていない中で、教員がそれぞれの立場や思いで生徒を指導したことによるトラブル等も見受けられる。

(3) 危機意識の不足

外部から県教育委員会に情報や相談があったり、先に新聞等で報道されることに関して、学校の危機意識は高いとは言えない。また、校長と教員の意識や対応のずれも見られる。

2 教員の特性

(1) 体罰に対する教員の認識不足

生徒への体罰は、たとえ生徒の側にいろいろな背景があったとしても絶対に許されないのだという教員の認識そのものが高くない言わざるを得ない。頭では理解していても、実際の場面になるとその認識が薄れ感情的になって体罰に至るケースが多い。

(2) 報告遅れの要因

問題やトラブルが発生した場合には、まずは該当の組織内で解決に向けた取組が行われることが多く、大きな問題に発展してはじめて管理職に報告されるケースも少なくない。管理職に報告することで事が大きくなり、詳細な文書を求められたり処分の対象となるなど不利益につながるのではないかという意識も働いていると考えられる。

3 運動部活動の特性

(1) 顧問の負担と指導者不足

運動部活動については、早朝練習や放課後の練習に加え、土日の練習や大会の引率指導など、顧問を務める教員のボランティア的な要素で成り立っている現状がある。また、生徒の多様な価値観や保護者への難しい対応等で、運動部活動の運営が様々な課題に直面している。

このようなことから、運動部活動の顧問を希望する教員は減少しており、特に専門外で顧問を務める教員の負担感はいへん大きくなっている。

(2) 顧問と生徒との関係

運動部活動は外部からは見えにくく、選手を起用する顧問（教員）と試合に出場する選手（生徒）との間に主従に近い強い上下関係が生じるため、教員の側に「指導に従うのが当たり前」という思い込みと、自分が上位という錯覚が生じやすい。

(3) 古い指導方法

本県においては、競技成績を上げるために体罰が常態化している事案は見られないが、過去からの古い指導方法や体質を未だに引きずり、単発的に体罰を行う指導者がいないとは言い切れない。

(4) 顧問による体罰の背景

本県の最近の事例は、生徒指導的な場面で顧問が生徒に体罰を行うケースがほとんどであるが、これは、教室での教師と生徒との関係に比べて、運動部活動における顧問と生徒との関係が濃密であり、顧問は日頃から生徒と深く関わっていることから、なんとかしたいという思いが強いことが要因の一つと考えられる。

また、生徒が問題行動を起こした場合や、顧問との約束を破って繰り返した場合などに、生徒に裏切られた気持ちと憤りが重なり、後先を考えず我慢できずに体罰を行うのではないかと考えられる。

4 部員（生徒）の問題行動

(1) 部活動における上下関係

運動部活動特有の縦割社会（上下関係）が、上級生から下級生への暴力等が発生する原因の一つと考えられる。運動部活動において部内の一定の規律は必要であるが、理不尽な命令や暴力までもが規律の一部であるかのように履き違えている。

(2) メディアの取扱いと団体独自の処分

問題行動そのものは、大なり小なり多くの学校で発生しており、学校全体の生徒指導として捉える必要があるが、運動部活動の場合は、メディアの取扱いや団体独自のルールがあるためクローズアップされやすい。

特に、高校野球の場合は高野連や日本学生野球協会の処分があり、新聞等に報道されることから特別扱いとなっている。

IV 再発防止に向けた対応

1 体罰等の情報ルートの確立

(1) 定期調査と報告

校長は、体罰等を行ったり見聞きしたりした教員は必ずその事実を報告するよう、校内で教員への指導を徹底する。

また、少なくとも学期に1回程度、教員に対して体罰等の有無についての調査及び啓発を行うとともに、生徒アンケート等の活用などにより直接生徒の声をキャッチできるよう努め、体罰等の事実を確認した場合はすぐに県教育委員会に報告する。

(2) 電話相談の設置

生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、総合教育センターに新たに「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、その周知を図るとともに、「教育行政相談」等既存の相談窓口も有効に活用し、生徒や保護者等からの相談に対応する。

※「体罰に関する電話相談窓口」

電話番号 059-228-0032

平日9時から17時まで《月・水・金は21時まで》
（「いじめ電話相談」「教育相談」とは別回線）

2 情報の共有

(1) 学校内の情報共有

学校内で体罰等の事案が発生した場合は、当事者と管理職だけの情報にとどめず、校長は学校の教員全体での共有を図り、速やかな事後対応と再発防止を図る。

(2) 学校外からの情報

「県民の声」や「教育行政相談」、「体罰電話相談」などにより学校外から県教育委員会に情報が寄せられた場合は、関係各課及び当該学校に速やかに情報を共有する。

3 早期対応

(1) 指導主事の派遣

体罰等の事案が発生した場合、県教育委員会は関係課で対応を協議し、必要に応じて学校に指導主事を派遣し指導助言する。

学校は当事者だけで解決しようとはせず、校長の指示のもと組織としての対応方針を決め問題の解決に当たる。

(2) 生徒への聴取等による事実確認

事実関係の調査は、該当の教員への聴き取りだけに留めず、生徒への聴取等により事案の背景や前後関係を含めた事実を確認する。

4 体罰等を行った教員への対処と学校の改善策

(1) 行為者への処分と研修の実施

体罰を行った教員に対しては、厳正な処分や指導を行う。特に、体罰が指導手段として常態化していたり、同じ教員が体罰を繰り返すなどの場合は厳しく処分する。

また、以後の指導として、校長のもとで継続的な面談を行い、一定期間の研修を積ませるなど、教員としての資質向上を図る。

(2) 改善策の作成と報告

体罰などの事案が、学校の雰囲気や古い体質などに起因している例も少なくないことから、場合によっては当該教員を一定期間顧問や担当から外し組織の見直しを図るなど、学校は組織としての再発防止と信頼の確保に向けた改善策を講じ、県教育委員会に報告する。

5 未然防止の方策

(1) 学校評価等の活用

学校は、学校評価等を活用するなどにより、保護者や関係者等の意見や見方を参考にして指導の在り方等の改善につなげる。

(2) 研修による意識改革

各学校の運動部活動担当教員等の代表者は、県教育委員会が行う指導者研修会に必ず参加し、体罰を含む諸課題についての認識を深めるとともに、各学校において、研修を受けた教員による校内研修を実施し、全教員にその内容を伝達する。

さらに、各学校において、新たに県教育委員会が作成する体罰防止のための映像教材を活用し、校長の指導のもと全ての教員が参加する校内研修を実施する。

加えて、初任者研修や経験者研修等において、体罰はいかなる理由があっても絶対に許されないことを、事例を交えて教員に実感させる。

(3) 関係団体との連携

県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟と連携して、各競技専門部として各校の顧問に対して注意喚起し、体罰は絶対に許されないこと、トラブル等が発生した場合は早急に管理職に事実と状況を報告するよう指導する。

(4) 生徒への啓発

学校は、生徒がひとりで悩んだり苦しんだりすることがないように、部活動等に関する不安や悩みがあれば、養護教諭や信頼できる身近な教員に相談するよう生徒に啓発するとともに、電話相談等の存在と利用方法についても周知し早期解決を図る。

体罰の実態調査と第1次報告の概要

1 体罰に係る実態調査の実施

(1) 文部科学省への報告

文部科学省への報告は、第1次報告（2月28日まで）と第2次報告（4月30日まで）の2段階となっています。

① 第1次報告

平成24年4月から平成25年1月までに発生した事案で、既に体罰として把握している状況を平成25年2月27日に文部科学省へ報告するとともに、翌28日に公表したところです。

② 第2次報告

平成24年度に発生した体罰について改めて実態調査を行い、その状況を平成25年4月30日までに報告することとなっています。

(2) 実態調査の概要

上記を踏まえ、平成24年度の状況について、1月31日付けで県立学校及び市町等教育委員会に調査を依頼し、県立学校からは3月8日までに、市町等教育委員会からは3月15日までに、県教育委員会への提出を要請したところであり、現在内容の確認と集約作業を行っているところです。

① 調査対象期間

調査対象期間は、平成24年度に発生した事案です。

② 体罰の考え方

今回の文部科学省からの通知において、体罰に関する考え方は、平成19年2月5日付け初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」によることとされています。

具体的には、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）が対象となります。

③ 実態把握の対象範囲

実態把握の対象範囲は、小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、及び特別支援学校です。

④ 調査対象職員

調査対象職員は、小学校、中学校、高等学校（通信制課程勤務者を含む）及び特別支援学校に勤務する教員で、常勤の教員だけではなく、非常勤の講師等も対象です。

⑤ 実態把握の方法

実態把握の方法は、教員と児童生徒に調査用紙を配付し調査を行いました。児童生徒については、保護者と相談して回答することも可能としました。

また、調査用紙については、事実確認を的確に行う必要性から記名により実施しましたが、児童生徒に配付した翌日以降に回収を行う等、体罰を受けた児童生徒が周囲の児童生徒から特定されないよう、また提出しやすいよう各校に工夫を要請しました。

2 第1次報告の内容

(1) 対象等

平成24年4月1日～平成25年1月31日までに発生した体罰で、県教育委員会、市町等教育委員会が既に把握している事案（市町等教育委員会の独自調査により判明したものを含む）をとりまとめ、文部科学省へ報告しました。

(2) 事案の概要

文部科学省へは、体罰を行った教員ごとに各項目を報告することとなっており、第1次報告では公立学校全体で、33件・対象教員35人分の事案を集計し報告しました。

校種別では、小学校で13件・対象教員13人、中学校で16件・対象教員18人、高等学校で3件・対象教員3人、特別支援学校で1件・対象教員1人でした。

なお、文部科学省では、全国状況を取りまとめ、別途公表することとされていますが、教員数や被害児童生徒数などのカウントの方法により、本県の公表と異なる場合があります。

	発生事案数	対象教員	被害児童生徒
小学校	13件	13人	20人
中学校	16件	18人	27人
高等学校	3件	3人	5人
特別支援学校	1件	1人	1人
計	33件	35人	53人

※ 中学校で発生事案数16件に対し対象教員が18人となっているのは、2人の教員が1人の生徒に体罰を行った事案が2件あるためです。また、被害児童生徒は実人数を計上していますが、当該事案があるため、中学校の延べ人数は29人となり、公立学校全体での延べ人数は55人となります。

① 体罰が行われた場面

授業中 12 放課後 5 休み時間 2 部活動 10
学校行事 2 ホームルーム 2 その他 2

② 体罰が行われた場所

教室 12 職員室 1 運動場・体育館 10
廊下・階段 4 その他 8

③ 体罰の態様

素手で殴る 14 棒などで殴る 2 蹴る 6
投げる・転倒させる 1 殴る及び蹴る等 1 その他 11

④ 被害の状況

打撲（顔） 1 打撲（足） 2 打撲（その他の部位） 4
鼻血 1 その他 2 傷害なし 25

⑤ 把握のきっかけ（複数回答を可としています）

児童生徒の訴え 6 保護者の訴え 19 教員の申告 14
第三者の通報 5 その他 1

⑥ 把握の手法（事情を聴取した者について、複数回答を可としています）

当事者教員 35 その他教員 10 被害児童生徒 33
その他児童生徒 5 保護者 13

⑦ 処分の状況

文書訓告 7（小中学校は市町等教育委員会が対応）
厳重注意 23（小中学校は市町等教育委員会が対応）
検討中 5

(3) 体罰の具体例

① 教室での事例

- ・ 平成24年5月、放課後、担任が児童に学習指導を行い、帰る際に椅子を片付けるよう声をかけたところ、児童は椅子を机の中に蹴り込んで帰ろうとしたため、立腹して頬を平手で叩いた。児童は顔を打撲。（小学校）
- ・ 平成24年5月、放課後、生徒を指導中、生徒の態度に感情的になり机を蹴り、蹴った机が生徒の腹にあたった。また、襟元をつかんで手すりに押しつけ頬をつかんだ。生徒に傷害なし。（中学校）
- ・ 平成24年6月、授業中、指導に従わず着席をしないでふざけていた生徒を足払いし転倒させた。生徒は、肘と腰を打撲。（中学校）
- ・ 平成24年11月、授業中、指導に従わない児童を突き飛ばした。児童に傷害なし。（小学校）

② 職員室での事例

- 平成24年12月、放課後、授業中に携帯電話を取りだし使用した生徒を指導した際、生徒の額を押し、頭を叩いた。生徒に傷害なし。（中学校）

③ 運動場・体育館での事例

- 平成24年6月、部活動の練習中、部員の動きを指導する際、バットで生徒の頭をヘルメットの上から小突いた。生徒に傷害なし。（中学校）
- 平成24年9月、部活動の練習中、練習態度が悪いことに腹を立てた顧問の1人が部員を平手で頬を叩き腹部を小突いた。また、別の顧問が同じ部員の足を蹴った。生徒に傷害なし。（中学校）
- 平成24年10月、スポーツ活動の指導中、生徒指導上の問題を注意していた教員が、生徒が素直にならず他人の気持ちを踏みにじるような発言や態度をとったことに腹を立て、感情的になって生徒の頬を平手で叩いた。生徒は頸部を打撲。（特別支援学校）

④ 廊下・階段での事例

- 平成24年7月、教室に入らない児童を複数の教員で指導していたところ、児童が廊下で暴れ出し、複数の教員が制止していたが、児童の前に立って落ち着かせようとしていた教員を蹴ったため、その教員が児童のふくらはぎを蹴った。児童は足を打撲。（小学校）

⑤ その他の場所での事例

- 平成24年4月、遠足で公園に児童を引率していた教員が、同じ公園を遠足で訪れていた他校の児童に対し、立ち入り禁止とされている場所へ入ったことについて注意する際、児童の向こう脛を蹴った。児童は足を打撲。（小学校）
- 平成24年5月、運動部の合宿中に、生徒に生徒指導上の問題を注意していた顧問の教員が、当該生徒に対して顔を平手で叩くなどの体罰を行った。生徒に傷害なし。（高等学校）
- 平成24年9月の週休日に、入れ替わり立ち替わり校舎付近で生徒が騒いでいるため、注意を繰り返していた生徒指導担当の教員が、初めて注意を受ける生徒を威嚇しようと足を踏み下ろし、それを避けようと生徒が出した腕を蹴った。生徒は腕を打撲。（高等学校）

8 通学路における緊急合同点検の結果について

1 概要

昨年6月から8月にかけて、公立小学校及び特別支援学校小学部を対象に、保護者を含めて学校、地元警察署、道路管理者による緊急合同点検を実施しました。

その後、教育委員会及び学校は、保護者や地元住民等の協力を得て検討した対策メニュー案をもとに、道路管理者及び地元警察署と連携・協力して対策案を作成し、昨年12月に文部科学省に報告したところです。

2 緊急合同点検実施検討報告結果（12月報告）

危険箇所	2, 724
緊急合同点検実施箇所	1, 879
うち対策必要箇所	1, 714
対策済み箇所	430
対策予定箇所	670
対策未定箇所	614

3 学校及び県教育委員会の取組

(1) 学校の取組

- ・ 通学路の安全確保を図るために、学校便り等での注意喚起や危険箇所一覧表の配付、保護者や地域の理解・協力を得ながら、登下校を見守っていただくボランティアの増員や配置転換、通学路の変更や注意立て看板の設置、登下校指導等の取組を進めています。
- ・ 子どもたちに危険を予測し回避する能力を身に付けるために、危険予測トレーニング等を活用した交通安全教育や、関係機関と連携を図りながら、体験学習等を取り入れた交通安全教室を実施しています。

(2) 県教育委員会の取組

- ・ 市町教育委員会と共に、対策の進捗状況の把握に努め、また、対策未定箇所については情報交換を密にし、対策が講じられるよう連携を図っています。

4 今後の方針

- ・ 対策の遅れている市町に対して積極的に助言を行いながら、平成25年度に文部科学省が実施する通学路安全推進事業を活用して、対策未定箇所が多い市町や学校に県が委嘱する通学路安全対策アドバイザーを派遣し、関係機関が連携協力して、総合的に通学路の安全対策を推進していきます。
- ・ 警察署や交通安全協会等の関係機関と連携しながら、学校における実践的な交通安全教育や交通安全指導を充実させるなど、子どもたちの交通安全に対する意識の向上に努めていきます。
- ・ 道路管理者及び地元警察署が取り組む通学路のハード整備等が計画的に実施されるよう、引き続き要望していきます。

9 審議会等の審議状況について（平成24年11月20日～平成25年2月26日）

（1）三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回第1部会
2 開催年月日	平成25年1月9日
3 委員	座長 山田 康彦 委員 関戸 信 他8名 （出席者8名）
4 諮問事項	教員の資質の向上について
5 調査審議結果	<p>第3回第1部会で審議し概ね了承された「今後の進め方」及び「具体的方策のイメージ」をもとに、事務局で作成した「第1部会の審議のまとめ(案)」について審議しました。「第1部会の審議のまとめ(案)」は、教員の資質の向上に係る部会での審議結果について、</p> <p>①学校での「わかる授業」「楽しい授業」を創造する授業力の向上 ②県総合教育センター等での集合研修中心から、学校・地域での研修への転換 ③OJTの活性化、校内研修体制の確立に向けた学校支援の充実</p> <p>を柱に、具体的方策をまとめたものです。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上を進めるうえで、子どもたちに対しては、自分の夢を実現するのは厳しさを伴うことであり、それには勉強することが必要であるということを教えていくべきである。 ・具体的方策の記述については、各学校や教員一人ひとりの授業力向上の取組を記述したうえで、県教育委員会としての具体的な支援を記述してはどうか。 ・現場の教員にとって、よく理解できる内容となっている。授業は学校での時間の大半を占めるものであり、授業が充実していないと学校が楽しくなくなることから、教員の果たす責務が大きいということを加えてはどうか。
6 備考	

1 審議会等の名称	第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成25年2月4日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 稲垣 元美 他17名 (出席者16名)
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の資質の向上について ・「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について ・「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定について
5 調査審議結果	<p>本年度の最終の会議として、これまで審議を進めてきた「教員の資質の向上」「県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定」及び「県立高等学校活性化計画（仮称）の策定」に係る審議のまとめについて、協議を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>《教員の資質の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの内容は非常によい。現場でいかに力を付けていくかが課題であるので、今後大量に退職される教員の活用を具体的に考えてほしい。 ・研修のあり方を転換する意図は、部活動や生徒指導等で教員が忙しいからだけではなく、教員がより現場で育っていくためである。 ・民間では、最近、現場の人が自ら考え、解決していく力を身に付ける「現場力の強化」が注目されている。 <p>《「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校では「何のために高校へ進学するか」について、しっかり指導しなければならないし、高校側も地域に対して働きかけをしなければならない。 <p>また、会議では、委員からの意見を踏まえて、今後、本年度の審議のまとめの文言を一部修正し、完成版とすることが了承されました。また「県立特別支援学校整備第二次実施計画」及び「県立高等学校活性化計画（仮称）」については、教育警察常任委員会及び教育委員会定例会での説明・審議を経て、平成24年度末までを目途に成案とし、公表することについても了承されました。</p>
6 備考	

(2) 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成25年1月11日
3 委員	会長 佐久間 裕之 副会長 村木 敏雄 委員 池村 均 他7名 (出席者8名)
4 諮問事項	職業教育の改善・充実に向けた方策について
5 調査審議結果	<p>平成25年度以降の職業教育の改善・充実に向けた方策や各学科における課題等への対応について協議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>① 平成25年度以降の職業教育の改善・充実に向けた方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる学校・学科間が連携した共同研究などが必要である。 ・インターンシップについては、教育課程に位置づけて実施することが必要である。また、産業の現場で求められる力を早く知るため、低学年から実施する方が良い。 <p>② 各学科における課題への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業学科については、生産から販売までを幅広く行う、6次産業化に向けた研究が必要である。 ・工業学科については、スペシャリストの育成に向け、夏季休業期間中の一層の活用を図るなど、専門性を深めるための学習活動をさらに進めてほしい。 ・商業学科については、生産したものを商うためのコミュニケーション能力をさらに向上させるとともに、引き続き、資格取得で自信を付け、専門性を磨き、関連する分野で活躍できる人材を育成してほしい。 ・家庭学科については、引き続き、ビジネスの現場で、生活者の視点を取り入れて仕事に参画できる人材を育成してほしい。 ・看護学科については、5年一貫教育における高等学校段階では、専門性の高い人材の育成のための基礎となるべき教育を行うとともに、倫理観や豊かな心を育成することが重要である。 ・福祉学科については、引き続き、高いボランティアの精神を培うとともに、コミュニケーション能力の育成に向け充実していくことが重要である。 ・全学科共通して、企業の海外進出やグローバル化に対応した人材を育成するためにも、基礎的な英語力の習得が必要である。
6 備考	

(3) 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成25年1月17日
3 委員	委員長 栗原 輝雄 副委員長 樋口 和郎 委員 西田 寿美 他10名（出席者13名）
4 諮問事項	平成25年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査及び学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町等教育委員会から提出された個々の幼児・児童・生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書について調査を行い、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と、学校指定に関する調査や審議を行った。 その調査や審議をもとに、三重県教育委員会に対して、152名の幼児・児童・生徒の学校指定に関する建議を行った。
6 備考	

(4) 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成24年11月20日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他5名 (出席者6名)
4 諮問事項	「社会教育施設における体験活動の充実と各施設が連携した社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>体験活動の充実にかかる社会教育施設の取組の方向性について審議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>①学校教育における体験活動の推進と機会の充実に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が参加できることに学校で自然体験活動をすることの意味がある。 ・近くに青少年教育施設がなくても、地域で活動する団体等を活用したり、生涯学習センターや公民館で宿泊したりすることもできる。 <p>②体験活動に関する教職員の知識・技能の向上に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の初任研、経験者研修、管理職研修などで、自然体験の研修が行われていない。教員自身が自然体験を楽しみ、自分が好きにならないと知識や技能は身につかない。 ・指導者育成も青少年教育施設の役割である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成25年2月22日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他5名 (出席者4名)
4 諮問事項	「社会教育施設における体験活動の充実と各施設が連携した社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>社会教育施設や民間業者等が連携した社会教育の推進について審議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>①施設間の連携に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携する相手によって温度差があるので、相手にとってもメリットがあるような連携とする必要がある。 ・共通のテーマを設定するなど、連携するには企画が大事である。 ・ジャンルの違う施設のパンフレットを置くことなどにより、今まで関心の無かった新たな利用者を増やすことができる。 <p>②県民の体験活動への気運を高めるための手立てに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを連れて参加しようとする保護者は事前にホームページで詳細を調べている。今の若い保護者はチラシには頼っていない。 ・ホームページには施設を掲載するだけでなく、料金、部屋の形状、キャンプ道具の有無等、いろいろな角度から検索できるような工夫が必要である。
6 備考	